

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆消費生活センターって何をするとところ？
- ◆送りつけ商法に御注意ください
- ◆TDK 製スチーム式加湿器のリコールについて
- ◆住宅のリフォーム等の訪問販売業者に行政処分

4 April  
月号

第37号



## 消費生活センターって何をするとところ？

皆さんは、「消費生活センター」というところをご存じですか？

消費生活センターは、消費生活に関するトラブルの相談を受け付け、消費生活相談員が解決を図るためのアドバイスや情報提供、あっせん、適切な機関への紹介などを行っている機関です。

「電話勧誘や訪問販売で困っている」  
「借金の返済に困った」  
「製品で危険な思いをした」  
「突然、有料サイトの利用料金を請求された」

このようなときは、

消費生活センターへ  
御相談ください。

宮城県消費生活センターでは、電話でも、直接窓口でも相談を受け付けています。相談は無料です。電話番号及び受付時間は、最後のページを御参照ください。

そのほか宮城県内には、県内6箇所の県合同庁舎にある県民サービスセンターと各市町村の消費生活相談窓口があり、それぞれで消費生活に関する相談をすることができます。



この「みやぎの消費生活情報」は、宮城県消費生活センターが毎月発行している情報誌です。これまで毎回御覧になっていた方にも、初めて手に取った方にも、分かりやすい内容になるように努めて参りますので、どうぞよろしくお願ひします。

## 送りつけ商法に御注意ください

### こんな相談がありました

1. 突然業者から電話があり、「注文のあった健康食品を送る。」と言われた。「注文していない。」と断ったら、「少額訴訟する。」などと脅された。
2. 突然電話があり、「こちらは配送センターです。3ヵ月前に注文されたサプリメントの準備が出来たので送ります。」と言われた。「自分は注文した覚えはない。」と断ったが、「絶対間違いないので送る。」と強引に言われた。

#### 送りつけ商法とは？

業者から突然電話があり、「強引に商品を送る。」と言われ、頼んでもいない商品を送りつけられる悪質商法です。「申し込んでいない。」と断ると、「注文は確かに受けており、キャンセルはできない。」とか、「もう送ったので、今さら困る。」など言われたり、暴言を吐かれるケースもあります。

業者名等を告げずに電話をかけてくる場合が多くあります。



#### 皆様へのアドバイス

1. 必要のない商品の勧誘ははっきりと断りましょう。また、業者名や連絡先を確認しておきましょう。
2. 消費者が了承していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合は、支払の義務はありません。商品が届いても、安易に受け取らないようにしましょう。
3. 一度代金を支払ってしまうと、販売業者が返金に応じない場合があります。必要のない商品の代金は支払わないようにしましょう。
4. 少しでも不審に思ったら、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

## TDK製スチーム式加湿器のリコールについて

経済産業省はTDK株式会社に対して、消費生活用製品安全法第39条第1項の規定に基づき、該当する製品について、回収、消費者向け注意喚起等必要な措置をとるべき旨の危害防止命令を、平成25年3月13日付けで発出しました。

<http://www.tdk.co.jp/index.htm>



回収専用  
フリーダイヤル

TDK株式会社(加湿器お客様係)

0120-604-777

受付時間

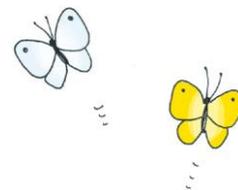
9:00~19:00  
(土・日・祝日も含む)

# 住宅のリフォーム等の訪問販売業者に行政処分

県は、特定商取引法に違反する勧誘行為を行っていた下記の訪問販売業者に対し、平成25年3月22日（金）に、訪問販売に関する業務を改善するよう指示しました。

## 1 事業者の概要

- (1) 事業者名 ヒロト工務店株式会社（以下「同社」という。）
- (2) 代表者 代表取締役 寺澤 淳（てらさわ じゅん）
- (3) 所在地 仙台市宮城野区福田町三丁目6番18号
- (4) 会社設立 平成22年6月24日
- (5) 業務内容 一般住宅のリフォーム等



## 2 訪問販売の概要

同社は、下水ますの洗浄工事等の目的で消費者宅を訪問するが、その目的を明示せずに、下水ますを開けさせ「下水ますが汚れている。」と言って洗浄工事を勧め、洗浄後、下水ますの交換工事やその他屋根工事や床下工事などを勧誘していました。

## 3 行政処分の原因となる事実

### (1) 勧誘目的の不明示

同社は、消費者宅に訪問した際、「下水ますを見せてください。」「無料で見ていただけなんです。」「排水溝を見させてください。」「下水ますを点検させてください。」などと告げ、勧誘に先立ってその相手方に対し、下水ますの洗浄工事等の勧誘が目的である旨を明らかにしていませんでした。

### (2) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する再勧誘

同社は、「いい。大丈夫だ。」「必要ない。」「やりません。」などと契約を断っている消費者に対し、「やった方がいいんだ。」「消毒した方がいいんだ。」「12万円を10万円にしてやるから。」「今日契約してもらえれば、これも、これも、これも、この金額でやるから。」などと引き続き勧誘を行っていました。

### (3) 書面の不交付

同社は、下水ますの洗浄工事の契約を締結したとき、直ちに、契約内容を明らかにする書面を相手方に交付せずに工事を行っていました。

## 4 消費生活相談件数の状況（平成25年3月22日現在）

宮城県内の消費生活相談窓口に寄せられている、同社に関する相談件数は次のとおりです。

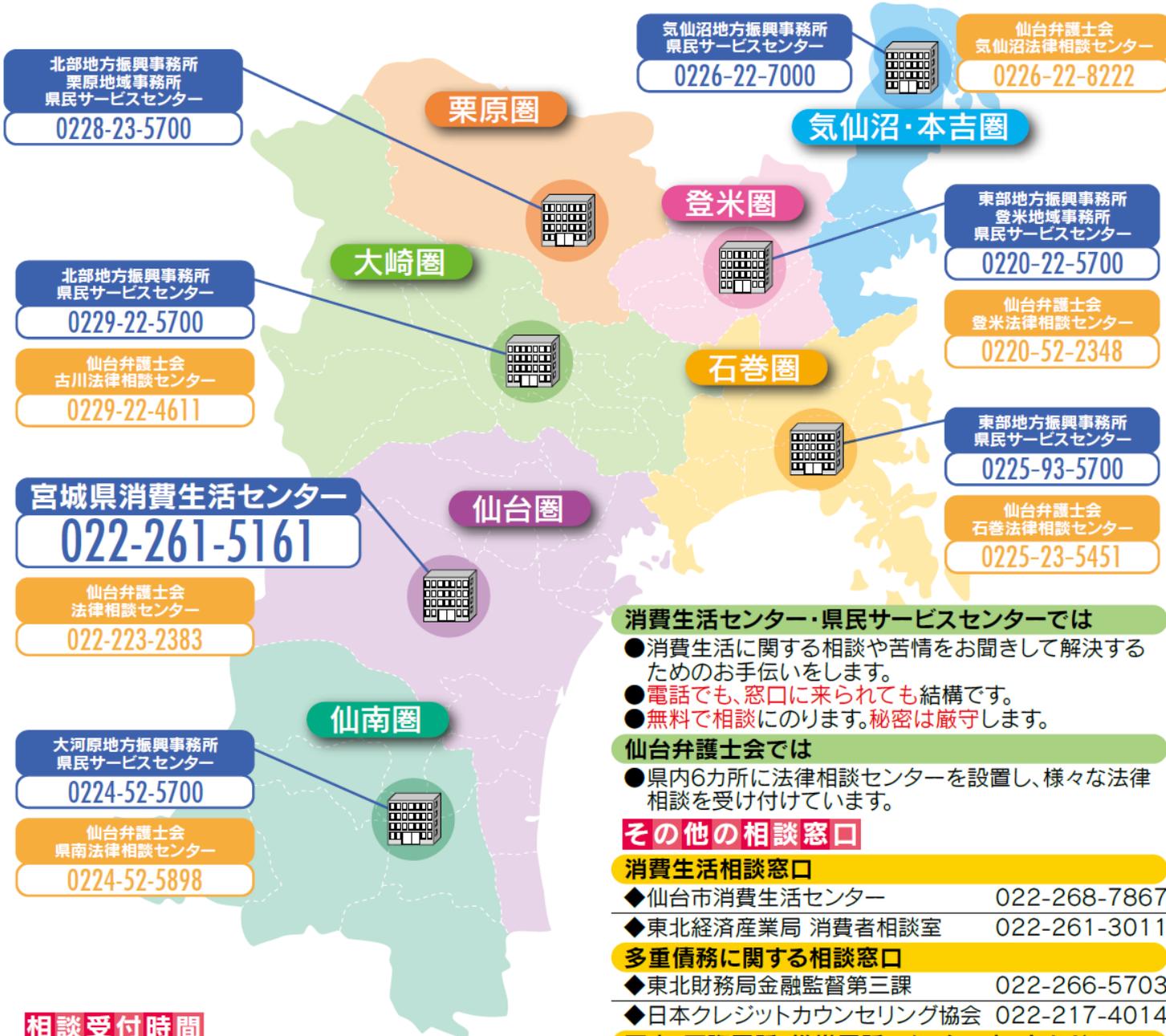
平成24年度31件



困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



### 消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

### 仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

#### 消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

#### 多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

#### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

